

市町村議会で議決した意見書等（令和6年12月分）

令和7年1月1日現在

No.	市町村名	件名	議決年月日	頁
1	北上市	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	R6.12.5	1
2	金ヶ崎町	えん罪被害者を一刻も早く救済するために再審制度の速やかな改正を求める意見書	R6.12.6	2
3	金ヶ崎町	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書	R6.12.6	3
4	洋野町	県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める意見書	R6.12.10	4
5	洋野町	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書	R6.12.10	5
6	陸前高田市	厚生年金への地方議会議員の加入等を求める意見書	R6.12.12	6
7	八幡平市	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書	R6.12.13	7
8	滝沢市	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書	R6.12.13	8
9	滝沢市	厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書	R6.12.13	9
10	西和賀町	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書	R6.12.13	10
11	宮古市	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書	R6.12.18	11
12	一戸町	「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書	R6.12.18	12
13	釜石市	ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための意見書	R6.12.23	13

市町村議会名	意見書の内容
	<p>【議決年月日】 令和6年12月5日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件名】 厚生年金への地方議会議員の加入を求める意見書</p> <p>地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。</p> <p>このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。</p> <p>一方、今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員のなり手も会社員等からの転身者が期待されている。</p> <p>地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。</p> <p>よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	<p>【議決年月日】令和6年12月6日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣</p> <p>【件名】えん罪被害者を一刻も早く救済するために 再審制度の速やかな改正を求める意見書</p> <p>えん罪とは罪を犯していない人が犯罪者として法による制裁を受けることであり、再審は誤って有罪とされた人を救済することを目的とした制度です。</p> <p>しかし、我が国において再審は、「開かずの扉」と言われるほどハードルが高く、えん罪被害者の救済が遅々として進まない状況です。</p> <p>日本国憲法第13条の下では無実の人が処罰されることは許されず、再審請求があった場合にはえん罪被害者は速やかに救済される必要があります。ところが、現在の再審制度では、再審請求手続における全面的な証拠開示や再審開始決定に対する検察官の不服申立てによって再審決定が長期化するなど、制度的にそれが保障される仕組みになっていません。</p> <p>よって、再審請求手続における全面的な証拠開示を制度化すること、再審開始決定に対する検察官の不服申立てができない制度に改正するよう求めます。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
金ヶ崎町	<p>【議決年月日】令和6年12月6日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書</p> <p>今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じています。学校の働き方改革をすすめるためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。</p> <p>昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしているにもかかわらず、適正な時間外勤務手当が支給されていません。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「給特法」適用の教員については上限を守らない状態が放置されています。</p> <p>令和6年8月、中央教育審議会は『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」を文科大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。</p> <p>こうした観点から、2025年度政府予算編成において下記事項が実現されるよう、要望します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 給特法の廃止及び適正な時間外勤務手当の支給を行うこと。 文部科学省のできる業務削減をすすめること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
洋野町	<p>【議決年月日】令和6年12月10日</p> <p>【提出先】岩手県知事、岩手県医療局長</p> <p>【件名】県立久慈病院の医師等医療従事者の確保、高度医療機器の更新による機能の充実を求める意見書</p> <p>県立久慈病院では、令和5年4月からは脳神経外科医師の減少に伴い、手術に対応ができなくなり、くも膜下出血、脳卒中などで倒れた際受入れができず、ドクターヘリなどで、盛岡市や八戸市の病院へ搬送されている。</p> <p>県立病院等経営計画（素案）によると、県立久慈病院は今まで受けることのできた高度・専門治療（がん治療など）が県立中央病院でなければ受けることができなくなるほか、血管撮影装置（脳血管）の高度医療機器も県立中央病院へ集約されることになり、詳しい検査ができなくなる。このことは、患者や家族にとっては、通院のため長距離の移動を強いられることになり、大きな負担となる。</p> <p>また、久慈市内では皮膚科の開業医が閉院し、県立久慈病院の皮膚科の常勤医が不在の中で、対応可能な患者数を超えて受け入れており、患者の長時間の待ち時間が発生していることに加え、職員の負担もますます増大している。早急な改善が求められているところであるが、素案では、看護師、医療技術者等の削減が計画されている。</p> <p>県立病院の創業の精神は、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」であり、県内どこに住んでいても、良質な医療を享受できることである。</p> <p>以上の趣旨に基づき、下記事項について早期実現を強く要望する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 県立久慈病院に、脳神経外科、産婦人科、小児科の医師を複数配置し基幹病院として充実した医療ができるようにすること。 2. 皮膚科、耳鼻いんこう科、呼吸器内科の常勤医を配置すること。 3. 高度医療機器（血管撮影装置、放射線治療装置など）の充実を図ること。 4. 久慈医療圏内で二次保健医療が完結できる体制づくりを積極的に進めること。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
洋野町	<p>【議決年月日】令和6年12月10日</p> <p>【提出先】衆議員議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書</p> <p>今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により、子どもたちの学びに大きな支障が生じている。学校の働き方改革を進め、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。</p> <p>昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められている。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきである。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「給特法」適用の教員については、勤務時間の改善が行われない状態のままである。</p> <p>令和6年8月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「答申」）を文部科学大臣に手交した。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはならない。</p> <p>よって、国においては、教職員の勤務環境の改善を進め、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 「給特法」を廃止し、労働基準法を完全適用とすること。 実効性ある学校の働き方改革を進める観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
陸前高田市	<p>【議決年月日】令和6年12月12日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件名】厚生年金への地方議会議員の加入等を求める意見書</p> <p>地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっています。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増しています。</p> <p>このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められています。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいます。</p> <p>今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員の成り手も会社員等からの転身者が期待されています。</p> <p>地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになり、多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられます。</p> <p>一方で、自治体に事業主としての新たな公費負担が生じることに対する慎重な意見もあり、国民理解の視点からは、年金制度そのものが抱える課題解決を同時に進めるなど、老後の生活の安心を守る必要があります。</p> <p>よって、国においては、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、議論を深めるとともに、将来世代のため地方議会議員の厚生年金加入の選択肢確保等、法整備を早急に実現するよう強く要望します。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します</p>

市町村議会名	意見書の内容
八幡平市	<p>【議決年月日】 令和6年12月13日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書</p> <p>今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じている。学校の働き方改革をすすめ、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。</p> <p>昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下、「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められている。しかし、実質的には教職調整額相当額以上に残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきである。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われない状態のまま放置されている。</p> <p>令和6年8月、中央教育審議会は、「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（以下、「答申」）を文部科学大臣に手交した。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはならない。</p> <p>よって、国においては、教職員の勤務環境の改善をすすめ、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。 2 実効性ある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
滝 沢 市	<p>【議決年月日】 令和6年12月13日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件 名】 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書</p> <p>今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教育職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じています。学校の働き方改革をすすめるためには、教育職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。</p> <p>昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしているにもかかわらず、適正な時間外勤務手当が支給されていません。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労基法時間外上限が付され社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については上限を守れない状態が放置されています。</p> <p>令和6年8月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」(以下、「答申」)を文科大臣に手渡しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教育職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。</p> <p>よって、国においては、教育職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。 2 実効性ある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。</p>

市町村議会名	意見書の内容
滝 沢 市	<p>【議決年月日】 令和6年12月13日</p> <p>【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣</p> <p>【件 名】 厚生年金への地方議会議員の加入等を求める意見書</p> <p>地方分権及び地方創生の進展とともに、加速する人口減少社会への対応が、我が国の将来にとって喫緊の政治課題となっている。地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会は、多様化する民意の集約と地方行政への反映が期待されており、その果たすべき役割と責任は重要性を増している。</p> <p>このような状況の中、地方議会議員は、これまで以上に地方行政の広範かつ専門的な諸課題について住民とのコミュニケーションを深めるとともに、的確に執行機関の監視や政策提言等を行うことが求められている。このような活動範囲の広がりに伴い、近年においては議員の専門化が進んでいる。</p> <p>今日では、就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、地方議会議員の成り手も会社員等からの転身者が期待されている。</p> <p>地方議会議員が厚生年金に加入できるようになれば、会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境が整うことになる。多様で有為な人材の確保に大きく寄与すると考えられる。</p> <p>一方で、地方公共団体に事業主としての新たな公費負担が生じることに対する慎重な意見もあり、地方財政措置等についての検討も併せて求められるものである。</p> <p>よって、国民の幅広い層からの政治参加や地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望する。</p> <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
西和賀町	<p>【議決年月日】令和6年12月13日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】「公立の義務教育諸 学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書</p> <p>今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など深刻な教職員不足に陥っています。子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。</p> <p>昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。</p> <p>さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われなまま放置されています。</p> <p>令和6年8月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について答申」を文部科学大臣に手交しました。</p> <p>「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。</p> <p>よって、国においては、教職員の勤務環境の改善をすすめる、教職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書を提出いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。 実効性ある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。

市町村議会名	意見書の内容
宮古市	<p>【議決年月日】令和6年12月18日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性のある学校の働き方改革を求める意見書</p> <p>(趣旨)</p> <p>子どもたちのゆたかな学びを保障するための、教職員の勤務環境の改善をすすめ、教職員が一人ひとりの子どもの十分に向き合える環境の整備を求める。</p> <p>(理由)</p> <p>今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じている。学校の働き方改革をすすめ、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題である。</p> <p>昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(以下「給特法」)では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められている。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきである。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われない状態のまま放置されている。</p> <p>令和6年8月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」(以下、「答申」)を文部科学大臣に手交した。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはならない。</p> <p>よって、国においては、教職員の勤務環境の改善をすすめ、教職員が一人ひとりの子どもの十分に向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、次の措置が講じられるよう、地方自治法第99条の規定にもとづき意見書を提出する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。 2 実効性のある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的業務削減を示すこと。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。</p>

市町村議会名	意見書の内容
一戸町	<p>【議決年月日】令和6年12月18日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書</p> <p>今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じています。学校の働き方改革をすすめ、子どもたちのゆたかな学びを保障するためには、教職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。</p> <p>昭和46年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額4%を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしている実態があることから、適正な時間外勤務手当が支給されるべきです。さらに、令和6年4月には、猶予期間が設けられていた5業種に労働基準法に基づく時間外労働の上限規制が適用され、社会全体が勤務時間の適正化に向かう中、「給特法」適用の教員については勤務時間の改善が行われない状態のまま放置されています。</p> <p>令和6年8月、中央教育審議会は「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」を文部科学大臣に手交しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。</p> <p>よって、国におかれては、教職員の勤務環境の改善をすすめ、教職員が一人一人の子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びを保障するため、下記の措置を講じられるよう要請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。 実効性ある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的な業務削減策を示すこと。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。</p>

市町村議会名	意見書の内容
釜石市	<p>【議決年月日】令和6年12月23日</p> <p>【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣</p> <p>【件名】ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための意見書</p> <p>小中学校の教育現場では、少ない教員配置に加え育休者・病休者の代替え措置が未充足であるなど慢性的な教員不足が生じており、教材研究や授業準備はもとより、子どもたちが抱える課題への対応にも支障をきたしています。子どもたちをめぐる貧困、いじめ、虐待、自死などの人権にかかわる問題は深刻さを増し、不登校や別室登校、複雑な家庭環境など問題は多様化・細分化しており、より一層きめ細やかな指導が求められています。これらの問題に対応するために多くの学校が別室を設置していますが、その分の十分な人員は配置されておらず、長時間労働の是正が進んでいません。また、2023年4月28日公表の文部科学省による教員の勤務実態調査では、6年前より在校等時間が短縮されたものの、持ち帰りを含めた残業時間は月80時間を超えており、子どもたちに向き合うための十分な時間確保は困難な状況となっています。</p> <p>教職員の配置は、学級編成基準に基づいて行われるため、教員数を増やすためには学級編成基準を見直さなければなりません。したがって、ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級を実現するとともに、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。</p> <p>国会及び政府におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 義務標準法の学級編制見直しによる少人数学級について検討すること。 2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、義務標準法の基礎定数および加配定数の増員による教職員定数改善を推進すること。 3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、加配の削減は行わないこと。 <p>以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。</p>